

別紙

番号	件名	不開示部分	根拠	理由
1	〇〇作成令和〇年〇月〇日付重大事態の発生について(都様式)	印影	個人情報の保護に関する法律78条第1項第5号	当該情報は、開示により、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
		2.(5)児童生徒・保護者に関する事	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、私立学校自身の見解をはっきりと書いてくれなくなるなど業務に支障が生じるおそれがあると認められるため
		6.その他(自由記載)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、私立学校自身の見解をはっきりと書いてくれなくなるなど業務に支障が生じるおそれがあると認められるため
		7.担当者職・氏名	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
		7.電話番号	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第3号	法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他不当な利益を害するおそれがあるもの
2	〇〇作成令和〇年〇月〇日付いじめ重大事態の発生に関する報告について(国様式)	(4)いじめ重大事態の概要・経緯など	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	国への報告に関する情報で、開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、私立学校に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため
		(5)当確該児童生徒・保護者に関する事	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	国への報告に関する情報で、開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、私立学校に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため